

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	愛媛県営住宅管理条例	根拠条項	第5条、第5条の2、第6条	資料番号	50	担当課	地方局建設部 又は土木事務所
許認可等 の内容	入居の許可	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあつては第1号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては第3号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を超えないこと。 ア 入居者又は同居者が障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 214,000円 イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻の関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第4号、第17条第6項並びに第23条の12第2号及び第4号において同じ。）があること。</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</p> <p>(入居者の資格の特例)</p> <p>第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い一般県営住宅（当該公営住宅が一般県営住宅である場合にあつては、他の一般県営住宅）に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。</p> <p>2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る一般県営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる一般県営住宅の入居者は、前条に規定する条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>(入居許可の申請)</p> <p>第6条 前2条に規定する入居資格のある者で一般県営住宅に入居しようとするものは、県営住宅入居申込書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>愛媛県営住宅管理条例施行規則</p> <p>(単身入居の資格)</p> <p>第1条の2 条例第5条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p>					

(様式5)

審査基準 (申請に対する処分関係)

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
- ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- イ 精神障害(知的障害を除く。次条において同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級から3級までのいずれかに該当する程度
- ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 2 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることがある。
- 3 知事は、入居の申込みをした者が第1項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町に意見を求めることがある。
- (特に居住の安定を図る必要がある場合)
- 第1条の3 条例第5条第1号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるものがある場合
- ア 身体障害 前条第1項第2号アに規定する程度
- イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級又は2級に該当する程度

(様式5)

審査基準（申請に対する処分関係）

- ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (2) 入居者又は同居者に前条第1項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者がある場合
 - (3) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - (5) 一般県営住宅が、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合であつて、当該災害により住宅を失つた入居者がこれらの一般県営住宅に入居する期間が当該災害発生の日から3年を経過するまでの間にあるとき。